

# SSTK 通信

# NO.227

僕らがしゃべるしかない！



## 通信 277号 もくじ

- 2024年度総会報告…2/ 共同代表を受けるにあたって…2/
  - 総会后トーク…3/
- 埼玉県障害者施策推進協議会ワーキングBでは何が話されているのか…4/
  - しゃだんのざだん会…6/
  - アンテナショップかっぱ…8/
    - 高校要望書…10/
- 学校の問題でかかわる中で感じている課題…13/
  - 私の暮らしあなたの暮らし…14/
- 会費納入ありがとうございました…16/
  - ネットワーク合宿…17/

## 編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟-403号

Tel 090-7906-9124 Email [jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp](mailto:jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp)

郵便振替：00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

<http://www.saii.or.jp> FAX 048-737-1489

発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会 川口市芝新町十五-九 アステール藤野一階



共同代表を受けるにあたって

神田正子(さいたま市)

共同代表の話があったときに、自分にはできないと躊躇した。息子の浩明がいるだけで障害を持つ人の姿や生き方は伝えていけるが、彼が亡くなった今、私が伝えていかないと、わかってもらえないのならば、八木井さんと一緒に後ろからくっついていく共同代表としてやればいいなと思ってしびしび受けた。

私は何もできないが、浩明の事だけならどうにか語れるし、浩明だけが外に出るんじゃないかと、浩明みたいな子が外に出られるような学校があったらいいなと思う。

どこに行っても異物だった。学校に行ってもましてや社会に行った時に「こんな重い子が何で普通学級にいたの?」と言われても、普通にいたんだから、「普通にいたんです」と言える。普通にいたから、何を言われても怖くない。だって本当にみんなの中でいられたんだもの。その強さをもらった。そうなるには何十年もかかったけど、ルールを引かれている上に乗っていたら、それはわからない。何が違うかと言ったら浩明が違う、変わっていく。

学校がいいところだから行くわけでもなく、普通学校に行ったらいい障害が待っているわけでもない。死ぬまで異物であるということ、普通学校という場で親も子供も体験し、それを動揺したり動じたりしながら、でもそれを受け入れていく。親もただ普通学校へ入れているだけではダメで、自分も悩んでいかないと、そのところで親が成長していかない。

中学でも同じこと言われ、高校に行っても同じことを言われ、その段階で親がちゃんと成長する。ただ入れて誰かに面倒をみてもらうのでは親も子供も成長できない。

普通学校では特に浩明が何か教えてもらったわけじゃない。鉛筆の持ち方だって教えてもらっていないから、適当に持ってへ口へ口って書いてちやう。勉強という勉強は教えてもらっていない。けれど、みんなが経験することを浩明なりのレベルで経験で来ているということが大事だと私は思っている。高校に行くときもみんなが緊張しながら試験を受けるのに、浩明もそこに行った。そういう経験を積み重ねたということが、浩明と私の強みだと思っている。受験に落ちたことも経験。周りの同級生が何で浩明がそんなところを受けるんだというんじゃないかと思っていたら、「もしカンチャンが行くならば、もし受かって一緒に行ったなら、先生に色々伝えるよ、だからだいじょうぶだよ」と言ってくれた。自分が落ちるかもしれないというのに。そんな風に思ってくれるんだと思った。一緒にいるって本当に大事だと思った。そんなことを、共同代表になって伝えていけるんだと思っている。

## 2024年度総会も終わりました 今年の課題は

1: 県内の連携の再構築

2: 県内の個人や団体を、県に届ける

3: 埼玉県障害者施策推進協議会などへの傍聴を呼びかける です

そこで、今年の総会の後、残った人、全員に一言をいただきました。

2024年5月26日

- ① ヘルパーの時間に合わせて帰らなくてはいけない(行動の自由の制限)
- ② 医療的な視点と日常生活での視点の違い。  
(コロナを理由に重度訪問介護で病院の付き添いができずに、げっそりして退院してきた)
- ③ インクルーシブ教育が日本では理解されていない
- ④ 不動産屋は内見を許しても、大家さんに確認をすると「車いすの方」とか「介護を要する人」は断られてしまい、内見さえできない。住宅の確保後、一層大変になっている。
- ⑤ 知的障害や精神障害を持った人の重度訪問介護が何とか使えるようにならないか。
- ⑥ 就職・就労A/B、就労移行支援と渡り歩き、地域活動支援センターにやってくる人が増えた。
- ⑦ 知的障害で今まで普通のところで働いていて、定年で退職した人が、普通の施設ではなく、地活と一緒に働く人が増えた。しかし、生活面での支援が 介護保険や計画相談とうまくいかない。
- ⑧ 地活はあまり知られていなく、人数を確保するために四苦八苦している。新しく入ってくる人は送迎やサービスを受けることが当たり前になっている。
- ⑨ 公共交通機関を使って通ってくるということを地活の柱にしてきたが、安心安全が優先されるようになり、公共交通機関を利用するよりも送迎付きになってしまっている。あたりまえのことができない。
- ⑩ 重度の人のグループホームを作ろうとしているが、消防法の関係で消防施設をつくるだけで2000万かかってしまう。
- ⑪ 虐待ではなく、介助者に対してのハラスメントなどが問題になっている。
- ⑫ 虐待防止法が障害を持つ人と持たない人の溝を深めていく場合もある。
- ⑬ 働き方改革や労働基準法などで労働者の権利を護ることも大事だが、その制限は地域で暮らす障害を持つ人の生活にも反映している。
- ⑭ 制度がらみじゃなくちゃ生きていけない環境になっている。
- ⑮ 重度訪問介護事業として社協が行っているが、カーテンは洗ってはいけないとか、花に水をやってはいけないと言われる。重度訪問介護の意味が分かっていない。
- ⑯ 資格に関係なく、普通の生活の延長で介助をしてもらえる全身性障害者介助派遣事業をもっと大事にしてほしい。

## 埼玉県障害者施策推進協議会のワーキングB

今回は第1回目です

(1)地域生活の充実・社会参加、(2)就労支援 について検討課題について意見を出しました。

当協会からは下重委員が出席をし、総会やネットワーク合宿での意見を以下のように伝えました。

- ・ 重度障害者のグループホーム、消防法で設置に費用型台に係ってしまう。生活ホームは県内でどのくらいあるか。入院時介助保障。障害者の家探しが大変、工賃アップで職員が忙しくなって何のための就労支援か→生活ホームも要避難支援者の住居として消防法の対象では
- ・ 移動支援や生活サポートを使って出かけるのが人間として当たり前、ヘルパー不足の問題はあるが、電車で出かけたりすることが社会を変えていく。かっぱで中学生が職場体験、そこで出会い、それも社会参加につながる

以下、簡単に他委員からの意見なども掲載いたします。

### 出された課題

- ・ 視覚障害者の中にロービジョンが含まれるはずだが、施策の中にあまりない。計画への意見を言う機会もない。就労している人が途中で障害者になったときの支援がない。
- ・ 計画策定への知的障害者の参加が難しい。知的障害者の意思決定支援、合理的配慮は課題。
- ・ 知的障害者の暮らしの場の不足。重度障害者のグループホーム設置が進められているが、重度と支援の大変さは≠ではない。暮らしの場の量と質の両方が課題。親亡き後の住まいというが、そうではなく本人にどういう意味があるかを考えていくべき。集団になじまない人もいる。グループホームだけでなく、地域サービス、障害者を受け入れる地域、場の確保。発達障害者への就労支援の難しさ→低所得者や出所者支援に近いものも。
- ・ グループホーム、重度者の暮らしの場と国が打ち出し、区分6以下の人の報酬単価を下げた加算、行動障害の人のグループホームでの暮らし、個室に入れているだけではと。中身を見ていく監査になっているか。入所施設の中身も。
- ・ 嵐山郷での虐待事案、虐待との認識がない。監査の在り方、第三者の目、障害者の特性がわかっている人の目が入ることが重要。専門性を図る物差しがない。発達障害者への対応を間違えると強度行動障害になる。自己理解に導く専門性
- ・ 困ったら嵐山郷ではなく地域の資源で受け止めていくことを施策に結び付けていくこと。株式会社が参入しているグループホーム、定着率を見ていくことも。
- ・ 雇用の助成金は期限がある。就労先で助成金目当てに発達障害者を辞めさせる働きかけ。密室化するグループホームの監査のやり方
- ・ 手帳の等級と暮らしの大変さの違い。制度設計が医学モデル。社会モデルへのシフトが必要。中途障害によりそれまでの経験が生かせなくなる場合職種自体の変更が必要になる
- ・ 入所施設は日常的に出ていけないから、社会のほうで施設に入ってくることも評価してもらいた

い。しまむらやユニクロが出張販売。入所施設で看取りの支援をやったり歯科診療が来てくれたりも含めて社会参加

- ・ 出張販売のユニクロは県内の支店長が来て、取り組みを学んで地域へと。認定審査会で行動援護が必要な人への審査、対応が市町村によってまちまち、決定前にさかのぼっていいところとダメなところ。入所施設は高齢化と重度化。短期入所の受け入れ、導尿や経鼻経管栄養の人は受け入れが難しい、入所でも訪問看護を使えると受け入れやすい、何から何まで施設でというのは難しい。
- ・ 療育、子供本人のためではなく親の都合で日替わりで利用、預ければなしの問題
- ・ ロービジョンになった人は情報がないと危ないからと家族依存になるケース
- ・ 社会参加は下重さんの言う通り、入所の制限の問題は大きい。制度に生き方を合わせろと。入所にも居宅を認めるとか→入所だと外出の制度は基本的に使えないが、といっても外出が入所側の責務とも言っていない、オプション扱いとなっている。外出は基本的権利
- ・ 社会参加に関してイオンがイヤーマフを貸し出したり企業が最近協力的
- ・ 投票の権利、今は施設に任されている(植村)、郵便投票が使える人の範囲が狭すぎる。
- ・ 生活実態によって基本的権利が侵害されているのは事業所側の怠惰のせい、制度のせい、整理していく必要→制度を作るのは国で実施するのは市町村だから、県はこうであるべきではないかという投げかけをしていくことも。
- ・ コロナで入院、気管挿管となったが暴れて管をにいちゅうから引き取れというケース、合理的配慮を認めてもらって安心して治療を受けられるように
- ・ 避難所で視覚障害者が身体拘束されるケース
- ・ 入所施設が地域の自治会に入れてもらえなかった

ワーキング B の委員は以下の通りです。

B	【課題2】 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援  【課題3】 障害者の就労支援	遅塚 昭彦 ◎	公益社団法人埼玉県社会福祉士会理事
		下重 美奈子	埼玉障害者自立生活協会事務局長
		羽生田 千草	障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会幹事
		東海林 孝文	日本てんかん協会埼玉県支部会員
		荒井 優子	公募委員
		松本 哲	埼玉県発達障害福祉協会副会長
		植村 勉	きょうされん埼玉支部役員

次回埼玉県障害者施策推進協議会の第二回目は

10月22日 火 14時～16時 埼玉会館 7B会議室 となります

皆さんのご意見や 当日の傍聴など、地域で暮らしている「主張」をしていきましょう

# しゃだんのざだん会

## 若い衆トーク ★Waka Issue Talk★第1回

をやりました

若い衆とは何歳までかは  
聞いてはいけません



今自分がなんか毎日うつうつしているので、違う場所で新しい人といろんなことについて話ができ、初めて聞くような全身性の使い方をこんな風に使ってるんだなあとか、市役所の方が介助人を見つけってくれるということは、なんかその人その当事者がどんな人が把握をした上で見つけてくれたり、万が一断る時も市の人が間に入って断ってくれるのは、一体感が市の人と一体感があっていいなと思いました。

でもその反面、自分で介助の人を自分の力で探せて、そこから繋がっていきけるっていう自信にもなるから、そのどっちのやり方もあっていいんだろうなって思いました。まあ人がいなくて困ってる時といい場面でもあるけど、なんか全部市の人がなんかその介助者のことをこう分かっているということは、何かずっと監視されてるような感じもするなって思ったので、どっちの形あっていいかなとおもう。久しぶりに楽しかったです。



森住由香里(春日部市)



## ふじみ野市

メンバー森住さん飯田渉太辻さん木内さん下重さん

座談会の中身は、

藤森さんの小学生・中学時代地域の学校に藤森さんは通っていて 共に学んだことがきっかけで今大学で 障害のある当事者がどんな環境で大学に通っているのかを大学で今現在研究しており 僕自身は特別支援学校で生きてきて 大人になりベシみと出会い共に学ぶ いんくーるのしび教育の大切さなどの中で 自分自身常に自問自答している中では いい話し合いができ 後半のところでは、

全身性を独自に通学大学内での利用してかなり越谷市・春日部の全身性とは違うなと感じて 僕自身の感想としては、新しく視点を持ち僕も藤森さんも25歳で同世代で違う環境で育ち合いましたが僕自身としては 違った視点も持てて良かったなあーと素直に感じることができました。

飯田渉太(越谷市)



最近、めっきり少なくなった若手の交流。各個人や団体がやっていることや悩み、課題などをシェアする場として、社団では、県内各地を巡りながら、若手による座談会「若い衆トーク★Waka Issue Talk★」を開催し始めました。

記念すべき第1回目はふじみの市で開催。全身性障害者介護人派遣制度の介助を使いながら大学院で学ぶ藤森慎太郎さんをはじめ、若手のメンバーによる座談会は大いに盛り上がりました。

次号に詳細を掲載予定ですので、乞うご期待！



埼玉県庁の中にある福祉の店「アンテナショップかつぼ」の運営協議会で代表をやらせて頂いている小田原です。

この度は「かつぼ」の存続のために、社団の会員のみなさんをはじめ、62名という多くの個人や企業の方々々に寄付のご協力の呼びかけをさせて頂きましたところ、目標金額に近い148万円弱ものご寄付を頂くことができました。おかげ様で、当面のお店の存続の危機は免れたのと同時に、あらためてこの店の大切さを感じているところです。

これからもこの店では、福祉施設の中でしか働けないと思われている重い障害がある人たちも、一般の職場の雰囲気を体験しながら共に働くことを実践しながら、障害の有無にかかわらず共に地域で暮らすことを目指していく所存です。ありがとうございました。

ご寄付ありがとうございました(順不同 2024年7月20日現在)

古河誠様・邦子様・小野達雄様・市原光吉様・真下建設株式会社様・並木理様・橋本直子様・西屋延子様・埼玉移送サービスネット様・鈴木紀代子様・神田正子様・倉川典子様・九石智子さま・内藤雅子様・相原忍様・吉原広子様・NPO 法人あん沖田博様・内野かず子様・柴田澄江様・会沢まち子様・黒古次男様・中山佐和子様・田生美恵子様・岡安正代様・坂口鶴子様・小林史子様・伊藤峰子様・澤村文香様・田島玄太郎様・松本美知子様・森藤恵子様・小川満様・百石美貴様・羽田亮介様・武州ガス株式会社様・松下早苗様・栗原彬様・本間昭代様・本村啓子様・石井樹章様・川嶋由利枝様・北山康子様・夢テラス様・半田清雄様・片岡浩一様・山下浩志様・水谷淳子様・中木秀子様・夢テラス関係者2名・有山和子様・関啓子様・吉澤沙織様・高村喜久枝様・長谷部一郎様・「風の色」吉田もも様・竹迫和子様・高野邦代様・下重美奈子様・(一社)みっくすビート様・平塚正樹様



## 5月末

棚の拭きそうじをお願いしたら、原状復帰できなくなり悩んでいる人…。

商品が後ろに追いやられ、POP入れが最前列へ👹

スマホで写真を撮ってから掃除することを提案したのですが…まあまあまあの仕上がりが😞



## 6月12日

梅雨入り前なのに…夏日の連続☀️

お弁当配達から戻った琴菜さんの腕が熱くなっていました🌡️

そんな琴菜さんに先月分の「店番手当」をお支払い。琴菜さんが受け取った「店番手当」は先月、千純さんがお店番をしてくださった時のもの。今日、琴菜さんがお店番をしてくださった分は来月千純さんにお支払いという姉妹ルール👯  
店番手当は何に使っているんでしょう?? 今度聞いてみたいと思います😞



かっぼは、制度を利用せず、販売利益で専従を雇いながら、施設や障害当事者への工賃を年間465,000円支払っている。福祉制度を利用しないのは、誰でもが利用できるような働く拠点として開放するため、対象者を限定する福祉制度は活用していない。ここ数年、一日の売り上げの比較だが、自動販売機収入よりも店番団体が庁舎内を販売していた売り上げが高い時が増えてきている。店舗開店と関連するが、232日の店舗開店と同様に店番団体が庁舎内販売(定点販売)に行くことができれば、売り上げは自動販売機と同額程度となる可能性がある。しかし、現実的に現状活躍している施設や団体もかっぼの店番に参加しづらくなってきている。これは総合支援法の在り方と関連している。工賃を上げるために、施設から出られないという現状は、かっぼの店番や職場体験事業にも反映され、総合支援法が逆に社会参加も阻んでしまう役割となっているように思える。現在、店番に来ている施設は7箇所、任意団体が1か所、個人が6人。施設の方針や障害当事者によって違うが、1人から3人で組んで活動している。(ちなみにかっぼに製本を通して関わる施設や団体がすべて自立生活協会の会員ではなく、関係のないところの方が多い。一団体が独占しているというイメージを払しょくできないのは店番に出てこられない状況があるから)。(会計報告資料として県へ報告内容の一部を抜粋)

2023年6月27日

埼玉県教育委員会教育長様

どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会

代表・斉藤尚子

埼玉障害者市民ネットワーク

代表・野島久美子

### 要望書

日頃より、障害のあるなしにかかわらず高校で学べるようご尽力いただき感謝申し上げます。

5月28日には森孝博指導幹はじめ4人の担当者に出席いただき「新担当者との顔合わせ」を行いました。自己紹介も兼ねて、障害者に関わる学校教育や社会の状況について私たちの思うところをお伝えし、さらに、36年間の貴局と埼玉連絡会との話し合いの経緯など資料もお渡ししました。それを踏まえ、高校で共に学ぶことがさらに進められるよう、どうぞよろしく願いいたします。

今年度の課題として「知的な障害も含め、法を踏まえて差別なく、高校進学を希望する人を受けとめていく」と掲げましたが、1988年に知的な障害のある生徒たちが高校の門をたたき始めて以来ずっと続く課題です。得点がむずかしいために定員超過になると不合格とされて入学が叶わなかったり、受験そのものをあきらめたりして、重度の障害者は高校で学べていません。2027年度から新たな入試制度になりますが、この課題について具体的に取り組んでいただきたいと思えます。

2022年9月に国連障害者権利委員会から総括所見が出され、分離教育である特別支援教育をやめてインクルーシブ教育に転換するようにと勧告されました。教育以外の分野については権利委の勧告を受けてできることから取り組みつつありますが、教育については特別支援教育を続けるとして、インクルーシブ教育への方針が示されていません。しかしながら、分けられた場で育った子どもたちが大人になって共に働き暮らしているかどうか、現実を見れば明白です。ますます障害のあるなしや障害の状況で振り分けが進んでいます。小中学校で共に学び、高校でも選抜によって途切れさせることなく一緒に学べるようにしていくことの重要性があらためて認識されるべきではないでしょうか。

本年4月から障害者差別解消法が事業者にも義務化されました。行政機関についてはすでに義務化されていて、埼玉県入学者選抜実施要項にも「障害者差別解消法を踏まえ、障害のあることにより、差別的な取扱いにならないよう」と書かれています。入学者選抜制度において「不当な差別的取扱い」とはどのようなことか、また、どのような「合理的配慮」が必要かなど再考する必要があります。

これらの課題に沿って、以下、要望いたします。

- 1、国連障害者権利委員会の総括所見の「第24条教育」を読み、ご意見をお聞かせください。

<懸念>

- ・障害のある児童への分離された特別教育が永続していること
- ・障害のある児童を受け入れるには準備不足であることを理由に入学を拒否されること
- ・障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること
- ・通常教育の教員のインクルーシブ教育に関する技術の欠如および否定的な態度

<要請>

- ・全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保する
- ・全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること
- ・通常教育の教員に、インクルーシブ教育に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。

**2、障害者差別解消法について、内閣府のパンフレットなどを参考に、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」について入学者選抜と関連付けて考えると共に、次の点について実施してください。**

- ① 「障害」により点数が取れないことで、高校で一緒に学ぶことを阻まれています。これは障害を理由とした差別的取扱いです。このことに対する合理的配慮をしないことは差別です。差別することなく、高校に受け入れてください。
- ② 現在の学力中心の入学者選抜制度は障害により得点の難しい生徒にとっては不利で差別的な制度であり、根本的な検討が必要です。当面は学力だけでなく本人の希望や意欲、通学の条件（障害により遠距離通学はむずかしいなど）も重視し、高校に受け入れるようにしてください。
- ③ 本人保護者の希望に沿って受験時の合理的配慮を行ってください。
- ④ 障害のある生徒も共に学ぶことの意義を重視し、積極的に受け入れるようにしてください。

**3、新たな入試制度について進捗状況を知らせてください。障害のある子も高校で一緒に学ぶことについて、どのように取り組みますか。**

新しい実施要項を作成する際には「能力・適性」という文言を削除してください。

**4、中学校向け説明会で次の点についてどのように説明・指導しましたか。**

- ① 県は、障害のあるなしにかかわらず公立高校への入学を希望する生徒を受けとめていく姿勢であること

- ② 知的障害を含めて障害があっても高校受験できることや、受験時の配慮ができることなど、中学校の全職員と本人・保護者に伝えること
- ③ 中学校の教職員が高校受験について、障害があっても障害のない子と同等に応援すること
- ④ どのような障害についても、各教科において授業内容・方法や評価に対しての合理的配慮を行うと共に、高校との受験相談で伝えて入試でも生かせるようにすること

## 5、中学校での授業や評価の合理的配慮について

- ① 実施の状況について把握していますか。どのような方法で把握していますか。
- ② 各教科では、どのような合理的配慮が行われているのでしょうか。
- ③ 中学校の授業や評価で合理的配慮が行われず、調査書の段階で不利益になっています。そのことに対する対応策(合理的配慮)を行ってください。

## 6、高校向け説明会で次の点について説明・指導してください。

- ① 県は障害のあるなしにかかわらず、公立高校への入学を希望する生徒を受けとめていく姿勢であること、そのために学校現場に対して応援していくことを明確に説明してください。
- ② 障害者差別解消法や国連障害者権利委員会の総括所見に触れ、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶことの重要性を伝えると共に、知的障害も含めて必要な配慮を行い高校に受け入れるように伝えてください。
- ③ 個別相談で進級がむずかしいなどと伝えることは、受験や入学を拒否することを意味します。進級については入学してから取り組むことであり、本人・保護者の質問や希望などに沿って相談を進めるよう指導してください。
- ④ 個別相談で人的、物的環境整備が単にむずかしいと伝えることは、障害者差別解消法に反することであり、受験をあきらめさせることにもつながります。代替措置について話し合ったり、県立高校教育環境整備支援事業があるという情報については、入学許可候補者になった場合ではなく、受験相談のあった時点で伝えるように指導してください。
- ⑤ 受験時の配慮について本人・保護者の希望に沿って行うこと、代替措置も含め、建設的対話により十分に協議することを説明してください。

## 7、2024年度入学者選抜においては、措置願の提出83、そのうちの不合格者は全日制4、定時制1でした。受験時の配慮について把握していますか。

以上、文書による回答をお願いいたします。

## 学校の問題にかかわる中で感じている課題 内憂外患？

埼玉連絡会でも TOKO でも、相談に来る人が減っている。

来ても細かく分けられた支援を欲する人たちがいる。「共に」は大事だけれど、この子が受けられるはずの特別な支援を受けられなくなってしまうなら困る。以前は分けられることは排除されたことだったから、それに対して強烈な拒否があったのだが、今や分けられることは特別な支援を得られる道であり、逃すのはわが子に当然与えられる権利を放棄することになり、子の一生にかかわる損失だという感覚なのかもしれない。

もちろん、細かく分けたいというでの特別な支援のいかかわりを感じて、共にを目指す人たちもいるにはいる。しかし、進学するにつれて壁にぶつかり、ひどく傷ついて退いていく。

結局、その後運動を担っていくまでにはならない。連絡会や TOKO とまったく別のところで現状に問題を感じ、活発に活動している若い人はいるが、そこはなかなか繋がっていかない。結果、関わっている人が高齢化している。

対する県のほうはどうかというところ、県の役割がいまいでよくわからないと思う場面が多い。県立高校の問題では直接関係があるが、それでも、各高校には校長をトップとした意思決定の流れがあり、県の高校教育指導課の言うことなんて聞かない。

一方、市町村は市町村教委があって、義務教育段階のことは市町村教委が適切にやっていると、義務教育段階のことは市町村のやり方になかなか踏み込めない

ようなことを言う。

その割に、文科省を頂点とするトップダウンの仕組みだけは強固で、文科省↓県↓市町村と通知はほとんどん流してくる。文科省がやらないことは県もやらない。

直接子供たちと対峙している市町村や県立高校での取り組みをもとに国に施策提言していくぐらいのことを地方自治体はしてもいいんじゃないかと思うが、そういうポトムアップの仕組みがあるのかどうかかわからない。知事部局では主管理長会議なんていう、地方自治体からの要望を上げていく場があるのに対して、教育行政にそういう仕組みがないとしたら大問題ではないか。

末端の市町村は県のことをどう思っているのか。教員の負担の大きさが叫ばれている。現場のことをちっともわかつちやいない、ぐらい思っているところはありそう。

じゃあ、学校現場を支える地域はどうか。部活動の地域移行といったって、結局民間のクラブだより。地域に開かれた学校というけれど、子供たちの行き帰りを見守るボランティアの高齢者がよく旗を振っているぐらいで、本丸は外から見えない。安心安全の壁は厚い。

それに地域に今人がいない。若い人、働き盛りの人は、お母さんたちもみんな働きに行ってしまう。働きに行っても、そもそも、子供のころから分けられて育ってきた世代。

なんか、いろいろ考えてたら頭の中がぐちゃぐちゃになって、気が重くなった。

中山佐和子(越谷市)

# 私の暮らし あなたの暮らし

—いろいろな地域からのメッセージ—

4年前の原稿が見つかりました。3日前に皆さんと会って気づき、この原稿のことを思い出し、今井さんに聞くことができて私も気づきました。出したつもりでしたが、出していなかったのです。大変失礼しました。文中の内容については、とにかく4年が経過してしまっているので理解をお願いします。浦和の会場で八木下さんが皆さんと原稿を思い出させてくれたと思っています。よろしく願います、古河誠(さいたま市)

いつも思い出すのは、昨年(2020年)2月に亡くなられた八木下浩一さんのことだ。

八木さんが、地元で障害者の自立と街に出て共に生きようと、仲間たちに呼びかけ、生きる場作りに毎日奔走していたこと。川口市に交渉要求し市役所玄関前に座り込み粘り強く交渉し、時には夜中までかかったこともあった。また、県庁に行って交渉して運動の幅も広がっていった。障害を理由に地元小学校の入学を拒否されたことに対し、八木さんは、だれもが教育を受ける権利を訴え、障害児者、の就学運動を立上げ8歳で小学校へ入学。埼玉の障害者の運動の草分け的な存在として活動してきた。私は、八木さんの行動力、熱意、パワーに圧倒され、たびたび飲み屋にも行くようになった。障害者差別の事や部落差別のことを二人でよく話し合った。「反差別の連帯だ！」彼の声を今もよく思い出す。

飲みたくなると八木さんは、私の家まで川口から大宮までそれもタクシーで来たこともあった。1990年に埼玉の訪朝団として参加したことも思い出す。八木さんは一人車いすで自宅から大宮駅へ。私と大宮駅で待ち合わせて新潟まで。新潟港から万景峯号北朝鮮へ。北朝鮮の市内を車いすで観光、道路も広く街並みもきれいだった。私が八木さんの車いすを押しながら歩いていると、地元の人たちは、車いすを見ながら何やら話をしていた。八木さんは、「北朝鮮には障害者はいないのか、車いすもないのか、おかしい！」と怒っていた。

八木さんの行動力には驚くばかりだ。東京で開催した狭山事件の石川一雄さんの集会に一人で参加し、全国の障害者団体を代表して、障害者解放運動と部落解放運動の連帯を訴え、石川さんの一日も早い再審無罪を熱く訴えた。八木さんは石川さんのことをいつも心配していた。

現在、狭山第3次再審の闘いは、正念場を迎えている。大野勝則区裁判長に、今年こそ鑑定人尋問など事実調べを行わせ、再審開始をさせなくてはならない。また、東京高検は事件当時の関係者資料をたくさん隠し持っている。すべての証拠を開示させ、公正公平な裁判をさせなくてはならない。八木さんのことを思い出していた12月22日、ラジオから袴田巖さん(84歳)の再申請版で、最高裁判所が東京高裁の決定取り消しをしたというニュースを耳にした。最高裁の取り消し決定がなければ袴田さんは再び収監されるどころだった。「54年に及ぶ司法、権力を断罪しなければならない！」と私は思う。「警察や司法権力はなにかあると障害者だとか部落の人たちにすぐ目をつけるんだよ。」と八木さんもよく言っていた。障害者や被差別部落に対する差別事件は後を絶たない。インターネットによる差別事件も広がっている。私は、すべての差別を憎み、差別を許さない。安心して暮らせる社会を目指していきたい。昨年からの新型コロナ感染拡大という厳しい社会状況下でも、互いに共に手を取り合って頑張っていきたいと思う。

これからもよろしく願います。

## いまの暮らし・その中で思うこと

内野和子(越谷市)

我が家には重複障害を持つ40歳過ぎた娘がおります。重度の障害のため飲食以外は支援が必要です。トイレのトラブルは日常茶飯事です。夜中に数回起きての世話は翌日の生活に影響を及ぼし重労働と感じます。夫婦間暗黙の了解で私が深夜まで世話をし、早く寝ている主人が早朝から起きます。娘が何をするか心配のため起きるのです。過去経験しているボヤ騒ぎや迷子には懲り懲りです。

娘の外出時にも気を使います。支援費制度導入後、私の腰痛を理由に週二回のヘルパーさんの入浴介助を受けてました。当初は自己負担額がありましたがいつの間にか無くなりました。

ヘルパーさんをお願いしたのは良かったのですが、何年経ってもヘルパーさんへの不満はありました。ちゃんと身体を洗わない、ドライヤーを使って髪を乾かしても首の上が湿っている、乾かしすぎて髪の毛が立っている、冬のかかとはガサガサ、顔はザラザラしている等々。人にやって貰うのはこの様なものか、人の顔がそれぞれ違うように風呂支援の仕方も色々あることを学んだつもりでした。

15年経っていつもと違う事業所のヘルパーさんが来られて、「この顔は石鹼で洗うと治りますよ」、「今まで洗わなかったですね」と言われ、頷きながらもヘルパーさんが来ない日、私自身介助を怠ったからだと思いました。また、ヘルパーさんはい

## 私の暮らし あなたの暮らし

-いろいろな地域からのメッセージ-

つも子供の機嫌を損なうことなく入浴介助しています。楽しく手早く終了する方もいます。

また1時間以上かけて来られる方もいるので早く帰れるようにすると、「私は今日Mちゃんの風呂介護を楽しみに来ました」「お母さんともおしゃべりして帰りたいです」と私にとって想像外の言葉を耳にしたこともありました。家族だけの介助だと途中から喧嘩になり娘は嫌な顔をしながら寝室へ直行します。何年もヘルパーさんと関わり教わる部分が多いと感じるこの頃です。

親が高齢になり役所の助言で入浴介助が週3回になりました。最近ではヘルパーさんにも慣れ、頼りにしながら支援の仕方をこっそり真似ます。娘は外出すると緊張して同伴者として疲れます。出かけなくても事は済ませることはできますが、出先の方々に理解してもらいながら外出をします。幸い童顔なので子供に見られ助かることもあります。近頃グループホームを誘われ検討していますが、娘は家から出たがらず、遠くの親戚より近くの知り合いの方々を増やして手助けを願う今日この頃です。

令和6年度 一般社団法人埼玉障害者自立生活協会会員の皆様

会員の皆様には、機関誌通信をお届けいたします。

郵便振替口座への振り込みは下記貼付の用紙をご利用ください。

(とりはがすとき用紙の破産に注意してください)

年会費 個人 4,000円 団体 10,000円 賛助会員 10,000円です  
 ゆうちょ銀行へ 他金融機関からの振り込みは  
 【店名】038 【店番】038 普通 9486343

# 2024年度会費納入

ありがとうございました(敬称略)

会沢完・相原忍・朝日雅也・荒井義明・有山博・市原光吉・伊藤峰子・猪瀬佳子・今井和美・今井教男・内野かず子・梅沢博史・小田真・大野邦子・小川満・小野達雄・荻野幸子・小田原厚子・小田原道弥・門坂美恵・神田正子・木村俊彦・九石智子・坂口佳代子・坂口鶴子・自治労越谷市職員組合・柴田澄江・下重美奈子・鈴木紀代子・須藤勇一・瀬井貴生・高橋儀平・高橋幸江・高柳俊哉・武井英子・竹迫和子・田島玄太郎・辻浩司・土橋俊二・友野由紀恵・中山佐和子・並木理・野島久美子・橋本直子・羽田亮介・原和久・半田清雄・樋上秀・平塚正樹・平林小太郎・藤田行敏・柗崎京子・古河誠・本間亜貴代・前田直哉・増田洋介・増田純一・水谷淳子・森住由香里・八木井雄一・山下浩志・吉田もも・正木敬徳・吉原広子・ふくしネットにいざ・移送サービスネットワーク・協働舎レタス・エヒまわり・生活ホームみどり荘・二人三脚・とことこの家・O.P.ひこうせん・地域自立支援グループあん・所沢ファントム・(一社)みつくすビート・キャベツの会・さやまのぺんぎん村・リンクス・川瀬クリニック・遊工房・ピア・小原基郎

新会員ありがとうございました  
 福島里美

運営協力金・寄付ありがとうございました

相原忍・石井樹章・今井和美・小川満・大野邦子・小原基郎・柴田澄江・鈴木倫子・瀬井貴生・田島玄太郎・並木理・羽田亮介・柗崎京子・古河誠・鈴木倫子・平塚正樹

振込先:

郵便振替 00180-2-566719 他行からは ゆうちょ 038 普通 9486343

2024年7月20日現在・行き違いがありました場合はご容赦ください。



## ネットワーク合宿 6月22日23日

今回のネットワーク合宿は久しぶりに埼玉の報告も企画できました。50名以上の参加で充実した2日間を過ごせたと自負しています。天候のせいで、「たのしいバーベキュー」ができなかったのは心残りです。2日目の第5部についても資料に元づく議論が白熱し、要望書の基案ができました。また、県の「政策評価有識者会議」が現在の「地域活動支援センター」の在り方を無駄とみなし、国の法定事業への移行を推進しようという姿勢についても議論され、「総合県交渉」につなげることになりました。(事務局大坂)



## 埼玉県障害者市民ネットワーク合宿の準備に携わって

上福岡障害者支援センター21 竹内善太

今回のネットワーク合宿の準備に携わらせていただきました上福岡障害者支援センター21の竹内です。合宿当日は新型コロナウイルス感染による発熱で欠席となり、皆様に大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。今回準備の段階でどんなことをイメージしていたのかについてお伝えできる機会を頂きましたので、少しだけお付き合い頂ければと思います。

### なぜ、わっばの会なのか

私は1993年から2011年の間、センター21に所属し、共に働く場としての「くまのペイカーズ」の立ち上げに従事しました。その共に働く場の手本とさせていただいたのが、今回のネットワーク合宿の第1部の講師である斎藤懸三さんが所属する「わっばの会」でした。立ち上げ前に、1週間泊まり込みで「わっばの会」の様々な場に参加させていただき、「くまのペイカーズ」が目指すべきは「わっばの会」が目指している共に働く場であると強く想い続け「くまのペイカーズ」でも共に働く場を目指してきました。また、今でも共に働く社会的事業所作りは私のライフワークでもあります。しかし、現在の「くまのペイカーズ」の職員で「わっばの会」のことを知っている職員はほとんどおらず、改めて共に働くの一つの目標として「わっばの会」の理念と実践を皆で聴いてみたいということが第1部の想いでした。

### 「共に働く」現状について感じている事

なぜ、改めて「わっばの会」の取組を聴く必要があるのか。私は2011年にセンター21を退職後、相談支援業務や埼玉県との共同受注の場づくりなどの業務を通じて様々な働く場を見る機会を得ました。その中で感じていたのは、頑張っている現場はあるものの、多くの現場は制度の波に飲み込まれ、共に働く存在である障害のある人たちの存在は小さくなり、「共に働く」という言葉が形骸化し、事業所を維持することが主目的になっている場が増えているということでした。

市民ネットワークや自立生活協会に関わりのある事業所ですら、障害者運動の力は弱くなり、制度(事業)を運営・維持することに力がそがれ、障害者運動はどんどん小さくなっているように見えました。これにはリーダーシップを発揮していた障害当事者が高齢になったり、亡くなったり、リーダーシップを発揮する人が不在であることも一つの要因だと思います。そういった状況の中、ひたすら「共にはたらく」取組の実践を続けているのが「わっばの会」で、なぜ「わっばの会」ではできていて、埼玉ではできていないのか。そのヒントがほしいと思いました。

## 「共に働く」を話す・聴く・考える

第1部の「わっぱの会」の「共に」という具体的な話を起点に、埼玉県内で「働く」ことへの様々な取組や想い、戸惑いをぶつけ合える場として、第2部では現場の話をしていただく機会にしたいと考えました。

一言に「共に」と言っても、場や人によってそれは大きく違うことでしょう。例えば、「共に働く」は「共に作業をする」と考える人もいれば、「同一労働・同一賃金こそ共に働く」と考える人、「共に話し合い、それを実行すること」を「共に働く」と考える場や人もいるでしょう。改めて「共に」について、皆さんの声を出していただき、それを聴いた皆さんの中にある「共に働く」に耳を澄ませていただける場になれば良いと思っていました。

## なぜ、私は共に働くことにこだわるのか

私が共に働くことにこだわる理由は、「排除は連鎖する」という強い恐怖心からです。センター21を2011年に退職後、精神障害者や生活困窮者の支援にも従事しました。精神障害の支援や生活困窮者の支援を通じて強く感じたことは、人は些細なきっかけで病気になり、障害のある状態になるし、生活困窮に誰もがなり得るということでした。自分も何かあればすぐに排除される立場になってしまうからこそ、私は誰も排除したくないと考えています。「共に働く」は排除されないための「自分事」なのです。

## ぶつけ合うことからたどり着くこと(不確実な要素に耐える力を皆で持つ)

今一度、「共に」の想いをぶつけ合うことから「共に」について改めて捉え直すきっかけになれば良いと考えています。そして、障害のある人の権利はまだまだ守られていない状況にあると思います。特に知的障害のある人や精神障害のある人はその声を閉ざし、自分たちの権利すらはっきりと外に出せていない状況だと感じています。

そのような状況を少しでも良い方向に進めようと、この数年、私はオープンダイアログという対話の研修や実践を繰り返しています。オープンダイアログでは「その人のいないところで、その人の話をしない」という対話実践を通じて障害のある人の声に耳を傾け、どんな生き方や働き方を望んでいるのか。声を閉ざしやすい人を中心において、皆で話を聞く。オープンダイアログの場は結論を急がず、対話することを目的として対話を積み重ねていきます。その中から見えてくることも沢山あると思います。

今回の合宿を機会に、そんな対話が県内のあちらこちらに広がっていくことをイメージしながら合宿の企画を考えていました。合宿だけで終わらず、皆さん周りでも「共に」について対話の場面が拡がり、新たな自立生活運動につながっていくことを期待して合宿への企画をしましたが、体調不良で参加できなかったことはとても残念でしたが、今後の私の活動にもつながる良いきっかけとなりました。ありがとうございました。

## 合宿 感想 それぞれ

有山博(センター21・ふじみ野市)

斎藤さんの話:

わっぱの会全体の事業展開が全部は聞けませんでした、推測されて、感心するばかりでした。働く場について、職員と利用者という福祉サービスで日中活動を行っている私たちとして、斎藤さんたちの共働事業所との差が一番大きいと思うのは、分配金の考え方と金額でした。障害者が年金等と合わせて月18万円の収入を得られるようにしているというのにはびっくりしました。

福祉サービスの制度に乗って安穩としていると、処遇改善加算金のような職員の賃金改善はやるけれども、障害者の所得保障は考えなくなります。ここが肝だと思いました。のらんどやセンター事業団の報告者がもやもやしていると言っていたのは、この点が引っ掛かっていると思います。共働事業所の図解の中に「みんなで仕事する。市場でしっかり稼げる仕事→みんなに等しく分配金」とあります。いろんな制約の中でも、このところを教訓にしました。

労働者協同組合へという方針については、障害福祉サービスの枠を使わないで、障害者も健常者も皆組合員として働くのかどうか、聞き忘れました。

芳賀さんと森住さんの話は、福祉サービスと雇用とのあわいの実例報告だったのでしょうか。

夜の映画は、言わんとすることはわかるけれども、冗長で、10分か20分は削れるのではないかと思ってしまいました。、良い映画だったらふじみ野市内で上映会をしてもよいかと思って観ていたのですが、これでは考えてしまいますね。



中山佐和子(わらじの会・越谷市)

久々の泊りがけなので、ほかの団体の人とゆっくり話ができてよかった。  
斎藤さんの話も、自分たちの問題を振り返る契機となったと思う。  
実行委員会の皆さん、お疲れ様。

## ＜ネットワーク合宿に参加して＞

## 鬼沢なみえ(さいたま市・あぐり)

6月22日(土)に武蔵嵐山にある国立女性会館にて行われた「2024 ネットワーク合宿」に行ってきました。この合宿は毎年、埼玉県障害者市民ネットワークと埼玉障害者自立生活協会が中心になり行っています。1泊2日の日程のうち、1日目は「共に働くは幻想か!」をテーマに、名古屋にあるわっぱの会代表と同時に共同連代表でもある斎藤縣三さんをお招きしての勉強会と、埼玉県内のいくつかの事業所から「共に働く」をテーマに普段感じていることやモヤモヤしていること、悩みなどの報告を行いました。



↑開会のあいさつ：野島久美子



↑わっぱの会 斎藤縣三さん

わっぱの会は1970年代に障害のあるなしの隔たりを超えた共同体を建設するという理想を掲げ、若い障害者1人と健常者2人が一緒に暮らし始めたのが始まりです。その後、障害者を取り巻く課題の解決に取り組み、現在では共同事業所づくりとして無添加パンや無農薬の野菜づくりペットボトルの再生などを行っています。

(「わっぱの会ホームページ」より一部抜粋)

現在は障害のある人が130名ほどおり、各人の障害年金とプラスで合計18万円くらいのお金を分配できるようにしているのだとか。(わっぱの会では給料や工賃ではなく、分配金というそうです)それだけでも衝撃的な事実でしたが、みんなが稼いだお金はみんなで分ける!!の考えのもと、生活の必要性に応じた上乘せだったり、仕事への貢献度による上乘せだったり、しっかりと仕事をしたことを認めてくれるところもあり、障害のある人だけに偏らない分配システムがあることに驚きました。世の中お金だけではありませんが、生活の基盤がしっかりしていなければ仕事もできません。それは、障害があるなしに限らずです。そこを守るために、売れるものを作る事業を展開する。果たして、あぐりはそこまでの事業所を目指していくのかいけるのか……。非常に深く考えてしまいました。

「共に働く」を突き詰めると、どんな状態が「共に」なのだろうか。私がこの仕事にくる前にいた職場では、障害のある人はいませんでしたが、そこでは仕事に対して「共に」ということを意識したことはありませんでした。年齢も性別も性格も考えも違う人間たちが、ただただ、目の前にある仕事をこなし、誰かの仕事が大変そうで自分の仕事に余裕があれば手を出し仕事を進める。「共に」を意識していない方が、「共に」働くことができているのかもしれない…。いや、そうではないか……。そんなぐるぐるした問いが頭の中で何度も何度もたくさん出てきたネットワーク合宿でした。

## 第5部 全体討論とまとめ

### ●入院時の介助保障を

M.A 藤崎稔さんが最近肺炎で緊急入院した際の体験を本人から聞き書きしたものを資料で配布した。国の制度上は支援区分4, 5の障害者の入院時には重度訪問介護による介助者を入れることを認めているが、実際には医療機関がそれを受け入れない現状がある。入院時の介助を認めてもらいたい。病院側との話し合いが足りないのはわかるが、八木井さんも同じような目にあっているのでは。

Y.Y (ねこの手) 僕も2月下旬に検査入院した際、肺炎になっちゃって4週間に延びてしまった。病状を医者に伝えることはメモアプリに書いて見せることはできるが、とっさに起こったことを伝えるのは難しい。自分は在宅では重度訪問介護は支給されておらず、身体介護での支給なので、入院時のヘルパー利用は受けられないので、撤廃してもらいたい。

M.A 自治体によって重度訪問の支給を比較的出すところと認めないところがある。

O.H 毎年、公的介助保障要求者組合では、重度訪問での付き添いさせろということと、重度訪問支給者以外の人たちにも拡大しろという要求をしている。その結果、東京都では都立病院は無条件にできるようになったが民間の病院では力関係で押し合いで、毎年交渉していると聞いている。

S 筋ジスの方が、この間入院した。普段は二人の介助者で、入院先も二人体制と思ったが病院側は一人しか無理と言われた。入院した時も普段と同じように使いたい。

K.I 沖田さん(故人)が入院時の介助保障を要求し続けてきたが、八木井さん藤崎さんの話は、沖田さんが初めて入院した時と全く変わらない感じ。話をしても看護師に伝わらず強引に寝てなきゃだめだと車椅子からはがされて寝かされる。だからと言って病院では体位変換をやってくれないから体がガチガチになった。沖田さんはその体験を面白おかしく書いていたが、それは沖田さん流の言い方で、沖田さんと亡くなった青い芝の金子さん、熊谷の飯田さんたちが頑張っけて国も認めて通達が出されたにも関わらず、ごく一部のしか認められていない。沖田さんが初めて入院したのが30年ぐらい前だが、状況はほとんど変わっていない。その頃はネットワークの皆さんは若くて元気で入院時のことはあまり考えていなかったのか、半田さんとかがだいぶ頑張っけて県交渉でも発言していたが、正直、ネットワークの皆さんは身近に感じていなかったと思う。現在、介助者も障害者も年を取って入院する確率は高まっている。藤崎さんや八木井さんのような目に合うのは明日からでもあるかもしれない。今年の県交渉の大きな柱にしなくてはいけない。

I.K 病院の問題が大きい。病院がどんどん変わってきている。昔は病院で死ぬのが主だった

けど、つい最近、いところが亡くなったが、がんで末期になって治療することがないと在宅でと家に帰された。8年前に脳幹出血で倒れた姉が検査入院で入院し、結局入院中は病気の治療を優先しているので、帰されたときには今までできていたことができなくなって帰ってきた。在宅医療重視と言いながら医療関係者が障害者や高齢者の日常生活を知らない。これは坂本さんが入院先から県の施策推進協議会の団体ヒアリングの時に言っていた。医療関係者は障害者や高齢者の在宅の生活をあまりにも知らないから、施設以上に密室化している。県はなかなか手を出しづらいがそこも突っ込まないと。制度があっても病院がOKを出さないと。医療従事者の働き方も大変だろう。福祉だけでなく医療の在り方も提案していかなければならない。

T.K いま、入院時の介助問題が大きなテーマとして浮上してきた背景には、ネットワークのメンバーの高齢化の他に、コロナ禍以降の変化の問題がある。コロナ禍で医療側が変わった。面会が制限されるなどの現状があり、コロナ禍を経て医療側の壁が高くなっている。医療行政を統括しているのは県なので県交渉の大きなテーマだと思う。入院時のヘルパーの受け入れの可否は基本的には医療機関の判断、というのが県の説明。県立病院は入れているという回答だが民間や市立だと違って来るだろう。民間医療機関には、県からきちんと助言をしてもらうことが必要。どこがやっている病院なのかによって要求の仕方も変わってくる。医者は病気を治すのが仕事であり、疾病がどれだけ改善されたが結果の評価。しかし、障害者の場合、病気は治っても、入院生活によって障害が重度化したりする。病気を治すのか重度化するのか、どちらを取るのか、賭けみたいな形で入院していく現状。その辺をしっかりと伝えていくことが大事。

N.O 知的障害の息子さんと親一人子一人で暮らしていた人が緊急入院。その親は難聴のために、普段の会話、やり取りができないということで認知症されて、退院してからも疑われた。だから、障害を持った親が難しい手術して生き残っても退院してもその後子供と暮らせない感じにされたとかの苦労も出てくる。大きな声を出してゆっくり喋れば通じるのに、会話できないから認知症とされるのが今の病院の現状。

T.K 昨日、上映した「大空にはばたこう」にあるような脱施設は、地域で受け止められていくことができにくいと難しいのに、日本の地域や学校が逆行している状況がある。地域での関係がなかなか作れなくなっている。映画で、あとのほうで地域の生活という点で、いろいろな暮らし方があると思うが、グループホームなどある意味小さな施設になってしまうようなものもたくさん出ていたので、もっといろんな面で出されるといいなと思った。

K.M 入院時の介助。一昨年亡くなった田中君の介助をずっとやっていた。入院時のケース、あんの学習会に参加し、自分も使えるから、運動しようと県交渉に文書を出し、市にも要望していて、国の動きの1年前に使えるようになった。主に国立精神神経センター病

院、そこだと全国からいろいろな方が入院してくるので看護師が慣れているので、ヘルパーとして入るととても上手に使ってくれる。その方が当事者にとっても楽だとちゃんとわかっていたように思う。実は公的に使ったのは前年からだが、その前に全身性で入院時に使っていた。市も承知の上で。

O.M 人の命と自分の命を大切に使おうということを大きなテーマとして話し合いを持ったほうがいい。

●地域活動支援センターの見直し、住宅問題について、など

T.K 施策評価有識者会議という県の政策についての検証をする機関で、去年はグループホーム事業と生活ホーム事業が取り出されて検証された。今回は地域活動支援センター(地活)がテーマになって検討された。国の制度に基づかない生活ホーム事業、市町村事業に移管されている地活は見直しの対象になっていくが、そこでしかできない支援の在り方、そこでしか受け止められない現状があると私たちは県に訴えてきた経緯がある。この件について、説明をお願いします。

Y.K 先日、春日部市の障害者支援課長と担当者が話に来た。パタパタは地活の「サービス向上型」というタイプの事業として県からも補助金をもらっている。市町村事業として実施される地域生活支援事業である地活については、県から市町村に対して継続はどうかという探りの連絡はあったと聞いている。今年度になって地活が本当に必要か、それぞれの施設に言ってアンケートシートを埋めて来いという話が来た。サービス向上型をやっているのは、ネットワーク関係では、パタパタの他、めだか工房とふらっと。ヒアリングシートを県に提出した後、県から市に対してヒアリングがある。そこに来てくださいというので同席し、地活は必要だと訴えていけないといけないと思っている。県は地活を縮小方向で法内施設に移行したい方針。法内施設に移行すると、わらじの会のべしみという生活介護でもそうだが、法改正で小刻みに通所時間を区切られていて通所しづらい。就労支援B型も毎日通所しないとお金が少ない。でも障害があるから毎日いけない人もいる。私たちの仲間で一人暮らしを始めた人がいる。家族と住んでいて脳梗塞で入院して退院後は生活ホームに入居、そこから一人暮らしを始めた人がいる。私たちがやっていることは一人一人に寄り添って活動している。家探しをしたり心配事の相談に乗る。それがいいところだと思う。B型は工賃を上げなくてはいけない。県とのヒアリングに向けて、地活がいいというより、地活ではなくてはダメ、他に移行したら今までのことができなくなると訴えていきたい。大きいのが報酬の出方が日割り。サービス向上型の地活は箱に出ている。最低限月に1回通所すればいい。運営していくには大きい。

最近、一人暮らし始めた人がいる。一緒に家探しをしたが、大家さんから車椅子だか



らダメとか要介護だからダメとか言われた。藤崎さんも家探しで苦戦中。私は20年前一人暮らしを始めたがその頃と何ら変わっていない。むしろ後退。住まいの問題は昨年の県交渉もあったが、不動産屋さん、大家さんに行政が後押しすることが必要。また、最近わらじ界隈で感染症がぼつぼつ出ている。生活ホームに住んでいる人はそれぞれ介助者を入れて生活している。一人がコロナになってしまうと介護事業所がヘルパーを派遣しなくなる。職員やわらじの会でやっている介助派遣事業所から何とかやっているが、すごく困る。これが一人暮らしだった場合どうするのか。生活ホームもんてんは生活介護のべしみの2階にあるが、べしみの職員がコロナになってもヘルパーを派遣できないと言われる。そんなことでは生活が成り立たない。

I.K 住宅の問題。昔とちょっと違うのは、不動産屋さんがOKだけど大家さんがダメだというのは、病院の入院時保障があっても実際はできないとか、高校の受験みたいにどんな重い人でも受験できると言いながら入れない。表向きはいいけど実態はだめ、という問題と通じる。住宅問題は、不動産屋さんに協力してもらって、どうしてダメか理由のアンケートを取ってみるなどの動きと合わせてやらないとただのお願いになってしまうのではないかと思う。

Y.H 地活や住宅問題は、これまでも総合県交渉でやってきたこと。地活は障害者自立支援法以降の名称で、それ以前は小規模作業所の制度があった。ネットワーク関係では、虹屋のように店をやっているところが多かった。それは、内職作業を一か所で職員の指導の下でやっているのでは地域から孤立しているし、障害者と職員という立場が分けけてそこ自体が小さな施設になってしまう、という問題意識があったから。地域の人たちが見えるところで、一緒に活動していると言ったら店という形態だろうと。その店をやるにあたって、県の見解では、小規模作業所は店の部分は作業スペースとしては認められない。そうすると店をやるようなところは制度に乗れない。そんな中でみんなが訴えていって地域デイケア事業ができ、それが自立支援法で地活になった流れがある。その時、それぞれの現状を訴えていって、声を出して、八木井さんみたいに言語障害がある人がどんどん言っていて、わからない場合はそれを聞きなおしてもらうことが大事。県の人には聞き直さないで回答をする。県の人とここに参加するネットワークの一人一人が対等にコミュニケーションを成り立たせたいうえで県が判断して施策をやっていくならいいが、そうではない状況。県交渉はそういう練習の場だと思う。ぜひ、虹の会の人もきて、にじ屋でやっているように県交渉をやればいい。地活はそういう歴史の中にある。それを自立支援法の中に組み込んでいってしまうと。今は障害のある人もない人も街の中でやっていけるように使いこなしているけれど、チェックしてなくしていくような動きはあってはならない。地域の中で一緒にやっていた中でできたもの。だんだん減っている。さいたま市は結構多いが。みんなで声を出し

てぜひ言っていてほしい。

- I/ なんで住宅確保に対して国の対応が遅いのはどうしてか、どのくらい待っているのか。
- H.H 住宅問題だが、35年余り一人暮らしをしてきたが、35年間で3回立ち退きで引っ越しを繰り返してきた。最近特に不動産屋が言うことは「グループホームに入れないのか」と。不動産屋や病院もそうなんだろうけど、昔だったらめんどくさい樋上とも結構時間をかけて話をしてきたが、最近はグループホームができて一般のアパートだとか大家と交渉してやるというのは不動産屋からしてみるとめんどくさくなっていて、これだけ発達してきてコミュニケーションがとれる時代になっているにもかかわらず本音はめんどくさいからグループホームに行ってくださいと。病院はプライドがたたって、治療するのが仕事だからめんどくさい。昔はめんどくさくても結構付き合ってくれたけど、今はまるで特効薬でもあるかのような。でもグループホームが特効薬ではないと思う。
- N.K 住宅問題。一人暮らしを始めて39年。家出をして初めて民間アパートに入ったが、入る前に別に大家さんをだましたわけじゃないが、大家さんが勝手に私が大家さんの娘だと思ってすっとなっちゃった。それが大家さんにばれてすごく反対されたのを思い出した。それで、アパートが立ち退き迫られて13年か14年住んだアパートが壊されるというときに、知り合いに相談したら、県営住宅を申し込めばと、県営住宅のことも2年間やったけど、春日部市は世帯しかないと言われた。単身があるところに行けと言われた。でも私は春日部市に住みたいと言いつけたけど、とうとう2年間は入れず、知り合いが武里団地に住んでいて、モデル住宅ができるという話を聞いて申し込んだ。でも書類にいろいろな制約があって家族に高齢者がいないとダメとか条件があって、彼氏がいなくてダメだとかあって、名前を借りて武里団地に入った。いろいろな体験をしながら住宅に入った。やっぱり大きな問題はお宅一人でアパートに住むの、火でも出したらどうするのと言われた。それが大きな問題なんです。でも障害者は火なんて出さない。障害者は何もできない。介助者が散らかしたり火を出したりするのかと思う。
- Y.H 入院時介助保障とコロナになったときに介助者が入れない問題について、訪問診療を充実させていけないのかなと思う。
- N.S 映画「大空にはばたこう」の感想。施設がひどいところだから地域で、ではなく、施設がどんなに良いところでも、やっぱり地域、だから地域の暮らしを伝えていくことが大事。国の制度、県から国に伝えてほしい。生活介護の報酬改定により、地域に出ていけなくなる。訪問介護、報酬が下げられて草の根でやっている小さな事業所がどんどんつぶれていく。
- S.K 樋上さんの発言は、今のいろいろな状況を物語っている。就学関係の交渉をしていると

きも同じ。学校側は「なんで支援級があるのにわざわざ普通級に来るのか」「めんどくさい」と。「共に生きる」は「共に育つ学ぶ」から始めないとつくづく思った。グループホームの功罪。隔離された大規模施設から地域への一步としてグループホームはあるが、そこがあるから不動産屋さんがなんでそこに行かないのかと言われるのは同じ構造。

O.M 生活ホームみどり荘の入っているアパートは築40年ぐらいたつ。家を探しながらグループホームに変わっていく。

O.H 通所費の見直しで日割り計算になって、来ている時だけがお金になる。では来ていないときは何もしていないのか。

Y.H 重度訪問介護と同じ。何もしていない時間、見守りの時間をどう捉えるのか。

T/K 重度訪問の単価が安いと虹の会の機関誌に書いてあるが。

S. 待機の時間も大事。何もしない時間があっても当たり前だけど、介助者がいない時間はそういう時間も作れない。介助者の給料も上げられないと人が集まらないので、普通に生活することと介助者の確保は大事。加算が付くというけど、いつなしになるかわからない。そもそもの単価を上げていきたいとどんどん言っていきたい。

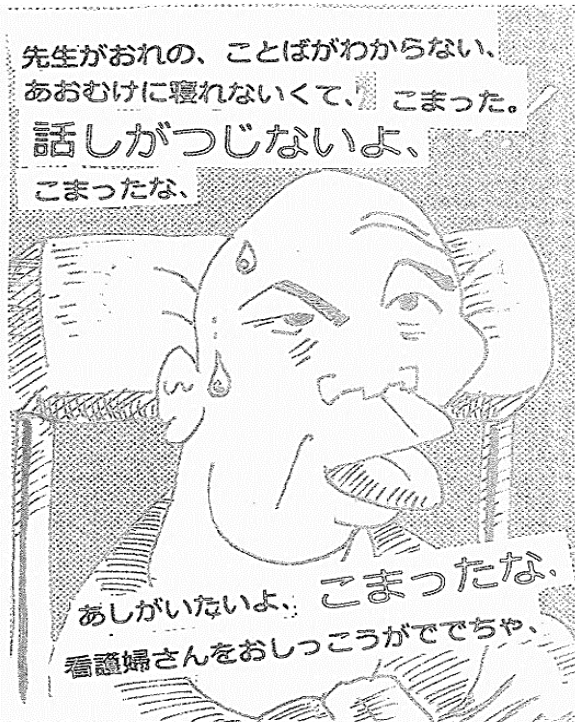
Y.H 生活ホームをつぶすなら、その地域に障害者が暮らせるような住宅を作ってほしい。

N.O 齊藤健三さんが言っていた、分配金。報酬単価を上げた場合、それをどう分配するかをやっていければいい。

よなかにあしがいたいから、おおきなこえをだす、看護婦さんはわからないから、むしをして、おれはがばんができないよ、あとはおれがのぞがかわた、看護婦さんは、ぜんぜにずをくれらし、ききたいことがあります。

学校でなにをならったの、あとは、のぞが描いた、言って看護婦さんは、言葉がわからないだから、疲れました。

↑は藤崎稔さんが入院時を思い出して書いた日記です。厚生労働省は入院時の介助を重度訪問を活用して認めていますが、病院ではなかなか受け入れてくれません。0か100ではなく、現場の折り合いはどこで着くのでしょうか？ 県交渉の課題です。



★要望書読み合わせ… 8月20日（木）13時30分～

浦和コミュニティセンター第15集会室、

★総合県交渉

・第1日目：8月22日（木）10時～16時30分

会場：埼玉会館 7B会議室

・第2日目：9月6日（金）13時30分～16時30分

会場：埼玉会館 3C会議室

埼玉県が出している「共生社会づくりを目指す 心のバリアフリーハンドブック」が事業所に対する周知・啓発の記事の強化も含め改定案が出された。いくつか新設された中で事業者が留意すべき「合理的配慮の提供」の一部に「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる」事例があった。

それについてとても危険であると思って意見を求めていたので、以下のように提出した。

（一部抜粋）

小さな店で、近所に住んでいる場合など、関係性があれば、食事介助も可能であったという現状があります。実際に、そのような経験をしながら、不十分な介助制度を利用して、一人暮らしをしている人も少なくはありません。混雑時は困るけど、空いている時間なら対応しますよという店も実際にあり、そのおかげで 週1日の昼食や月に1,2回の夕食を得ることができるという生活をしている人を知っています。

合理的配慮の提供義務に反しないということを、具体的な例で書いてしまうことは、現在例にあるような生活を、小さな事業所との創り上げている関係を壊す危険性があります。

支援費制度が始まり資格制度が進んでいく中で、車いすの女性がタクシーに一人で乗車する際に、支援費制度が始まる以前は、運転手さんが手伝ってくれていたのに、支援費制度が始まったことで「資格がないと体にさわれないから」と乗車拒否をするようになったという過去の事例が多々あります。合理的配慮については、大切なのは建設的な対話をするということで、一律に事例を挙げることは、逆効果になり、差別や拒否を促しかねません。そして、このような介助を頼むのは、介助制度が十分ではないという制度の問題があり、それを抜きにして「正当な理由」もしくは「合理的配慮の提供義務に反しない」例として挙げることは、本末転倒だと思います。

「合理的配慮」の大切なところは、建設的な対話で「落としどころ」を見つけることです。提供義務に反しないという制度や事業所の逃げ道を作ってしまったては、いつまでたっても、「共生社会」など作っていきません。どんなに小さなことでも「落としどころ」を見つけて、その小さな積み重ねが、きちんとした対応を作っていくのです。

そのことをきちんと押さえずに、「合理的配慮に反しない事例」を書くことは、とても危険です。

以下省略

障害者の制度がたくさんできてくる。でも地域でごちゃごちゃとか、試行錯誤しながら生活している人の声は届いていない。とどけなくつちやいけない。

ぼくらがしゃべるしかない！

編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会 SSTK 通信NO227号 頒価 200円

通信編集部 〒344-0021 埼玉県春日部市大場690-3

谷中耳鼻科内 電話・FAX 048-737-1489

郵便振替：00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

E-mail: [jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp](mailto:jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp)

<http://www.sail.or.jp/>